

令和 6 年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について

報告内容

令和 6 年度予算編成方針が決定され、予算の見積りに係る依命通達がありましたので報告します。

令和 6 年度予算編成については、令和 5 年 7 月 21 日付で予算編成方針が区長決定され、これを受け、令和 5 年 7 月 21 日付で副区長から令和 6 年度予算の見積りについて、依命通達がありました。

教育関係予算についても、令和 6 年度予算編成方針及び依命通達に基づき「アフターコロナに向けて、にぎわいとやさしさに満ちた港区へ力強く踏み出す予算」の実現並びに「港区教育ビジョン」に掲げる基本理念「すべての人の学びを支え つなぎ 生かす」教育の実現に向け、港区基本計画及び教育行政における 4 つの個別計画に計上する事業を確実に実施できるよう予算編成を行います。

令和5年7月21日
区 長 決 定

令和6年度予算編成方針

アフターコロナに向けて、にぎわいとやさしさに満ちた港区へ力強く踏み出す予算

I 区を取り巻く環境

我が国経済は、物価上昇や金融資本市場の変動の影響に留意が必要であるものの、雇用・所得環境が改善する下で緩やかな回復が続く見通しです。

国は、少子化を我が国が直面する最大の危機として、「こども未来戦略方針」に基づき、これまでとは次元の異なる少子化対策に、今後3年間集中的に取り組むとともに、未来への投資として、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）を加速することとしています。

東京都は、「未来の東京戦略 version 2023」に基づき、スタートアップ支援の一大拠点の構築などにより、イノベーションの創出と危機に強い産業構造への転換を進めるとともに、頻発化・激甚化する災害への対策強化などにより、都民の生命・健康・財産を守り抜くとしています。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行し、観光客数はコロナ前の水準に近づくとともに、区内においても地域のそこかしこで恒例行事が再開され、まちににぎわいが戻りつつあります。一方で、現在も歴史的な物価の上昇が続いており、特に食料品やエネルギーなど生活に直結する価格が高騰しているほか、区の出生数は、減少傾向が続いており、生活保護世帯数は増加傾向に転じるなど、コロナ禍の影響は区民生活や区内産業に依然として残っています。

II 財政の見通しと予算編成の方向性

区の人口は、年少、生産年齢及び老年人口いずれの世代においても増加傾向であり、令和13年には30万人を超える見通しです。

区の歳入の根幹を成す特別区民税収入は、令和4年度決算において、過去最高額となる見込みです。これは、臨時的な要因である株式譲渡に係る所得が大きく増加したことが影響しています。課税額で最も大きな割合を占める給与所得が増加を続けていることから、特別区民税収入は、今後も堅調に推移していくと見込まれます。

令和6年度予算は、こうした特別区民税収入の増収を生かして、「アフターコロナに向けて、にぎわいとやさしさに満ちた港区へ力強く踏み出す予算」として、次のとおり編成します。

第一に、長く続いたコロナとの闘いや物価高騰の影響から脱却するため、区民の暮らし

やまちの状況をあらゆる手段で的確に把握し、目の前にある課題の解決に全力で取り組んでいきます。

第二に、「子育てするなら港区」をスローガンにこれまで国、東京都、他自治体に先駆けて取り組んできた子育て支援策を全庁横断的に一層充実させ、国や東京都の取組との相乗効果を発揮し、次代を担う子どもたちが幸せに暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。

第三に、コロナ禍での感染症対策の経験を生かして、更なる強靱なまちへと発展させ、次代を担う子どもたちに引き継ぐことで、誰もが住み続けられるまちへと輝かせていくことを目指し、現在改定を進めている港区基本計画（令和3年度～令和8年度）の後期3年間の大きな一歩を踏み出していきます。

Ⅲ 予算編成における基本方針

上記の予算編成の方向性に従い、次の事項を基本方針とします。

1 積極的な事業立案

アフターコロナの新時代に向けて地域の実態や区民の実情を的確に捉え、喫緊の課題解決に全力で取り組む事業を積極的に予算化します。

2 年度当初からの迅速な事業開始に向けた事業構築

事業の効果を長く継続させるとともに、年度による事業の切れ目をなくすため、迅速な執行を見越した事業構築、補正予算における債務負担行為の効果的な活用により、年度開始当初から事業を実施します。

3 部門を越えた事業連携や企業等との連携の強化

事業効果を最大化するため、事業の立案段階からあらゆる分野で部門を越えた連携を強化するとともに、多種多様な企業等が集積する港区の特性を生かして企業等との連携を一層推進します。

4 あらゆる手法での財源確保

収納率向上等による自主財源の確保、国や東京都等の補助金の積極的な活用、適正な債権管理の推進など、あらゆる手法で財源を確保します。

Ⅳ 予算編成における重点施策

次の事項を重点施策として、各項に記載した内容を達成する予算を編成します。

1 区民生活と区内産業を支え「活力」をまちに呼び起こす施策

- (1) コロナ禍の影響から区民生活の安定を図るとともに、区内産業の活性化により、にぎわいと魅力あふれるまちを実現します。
- (2) 住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人、誰もが地域とのつながりや人と人とのつながりを持ち、いきいきと活動できるまちを実現します。

- (3) 区民の健康を守り、身近に運動を楽しむことができる誰もが健康で元気に過ごせるまちを実現します。

2 未来へ続く「強靱」なまちづくりを加速する施策

- (1) あらゆる災害や危機に強いまちづくりにより、安全で安心できるまちを実現します。
- (2) 誰もが安らぎを感じる清潔で綺麗な快適に過ごせるまちを実現します。
- (3) 温室効果ガス排出実質ゼロに向けた環境にやさしいまちを実現します。

3 次代を担う「子ども」を地域全体で育む施策

- (1) 子どもを中心とした切れ目のない支援により、全ての子育て家庭にやさしいまちを実現します。
- (2) 悩みを気軽に相談できる環境づくりや寄り添った支援を行い、子どもや若者が将来に希望を持てるまちを実現します。
- (3) 区立学校の魅力向上や保護者の負担軽減により、子どもの豊かな学びや成長を支えるまちを実現します。

4 社会課題を乗り越え、「誰もが安心して住み続けられるまち」を実現する施策

- (1) 高齢者や障害者が安心して暮らし続けられ、地域に見守りや支え合いがあるまちを実現します。
- (2) 年齢、国籍、性別等にかかわらず、希望する誰もが社会に参加し、自分らしく過ごせるまちを実現します。
- (3) デジタルトランスフォーメーション（DX）を加速させ、誰もが便利に生活できるデジタル社会を実現します。

5 港企財第 3 2 2 号
令和 5 年 7 月 21 日

各 総 合 支 所 長
各部（所・室）長、会計管理者 様

副区長 青 木 康 平

副区長 野 澤 靖 弘

令和 6 年度予算の見積りについて（依命通達）

令和 6 年度予算編成方針を別紙のとおり決定しました。

「アフターコロナに向けて、にぎわいとやさしさに満ちた港区」へ力強く踏み出していくため、各部門の長の責任において、編成方針の趣旨を所属職員に周知徹底してください。区民の暮らしやまちの状況を的確に捉え、コロナ禍や物価高騰の影響からの脱却に向け、全庁一丸となって直面する課題に積極的に取り組むため、下記の点に留意し、予算見積書を作成、提出願います。

この旨、命によって通達します。

記

- 1 特別区民税収入において臨時的な要因である分離譲渡所得に係る収入の増加を生かし、今日の前にある課題解決に全力で取り組むための事業を積極的に立案し予算を要求すること。
- 2 特別区民税収入は今後も堅調に推移することが見込まれることから、港区基本計画の後期 3 年間の初年度として、全庁横断的な子育て支援策の一層の充実や、コロナ禍での感染症対策の経験を生かした強靱なまちづくりなど、誰もが住み続けられるまちへと輝かせていくための事業を積極的に立案し予算を要求すること。
- 3 事業を年度開始当初から実施できるよう、事前準備を含めた事業の構築について十分検討した上で予算を要求すること。
- 4 事業の効果を最大化するため、以下の点に留意し、予算を要求すること。
(1) 事業の企画立案段階からあらゆる分野で部門を越えた連携を強化するとともに、企業、大学、NPO 法人等の多種多様な民間団体が集積する港区の特性を生かし、企業等や全

国各地域の力との連携を図ること。

- (2) 社会の動きや区民ニーズの変化に的確に対応した質の高い行政サービスを提供できるよう、区民の声、各種計画策定に向けた基礎調査結果、日々の業務により蓄積したデータを積極的に活用すること。
- (3) 事業の立案に当たっては、デジタルデバインドに配慮しつつ、区民の利便性の向上に向けて、デジタル技術を積極的に活用すること。

5 物価高騰の影響による経費の増加に留意しつつ、区民が納める税金の重みを一層自覚し、職員一人ひとりが前例にとらわれず、コロナ5類移行後、まちににぎわいが戻りつつある現下の状況を的確に捉えて全ての事業を見直すとともに、過去の決算額及び不用額、現在の執行状況を分析し、真に必要な額を要求すること。

なお、要求に当たっては、特に次の点に留意すること。

(1) 歳入

納付方法の多様化など収納率向上の取組による自主財源の確保、国庫・都支出金や民間団体の補助金の最大限の活用、適正な債権管理の推進など、事業執行の前提となる財源の確保を徹底すること。

(2) 歳出

業務委託をはじめ、その必要性和範囲を一から見直すとともに、日数、人数などの数量についても、前例を踏襲することなく仕様を精査し、真に必要な内容で要求すること。

また、感染症を契機として臨時的に創出した事業を含む全ての既存事業について見直しを行うこと。

6 区民への予算編成過程の公開により説明責任を果たすべきことを十分に意識し、全ての事業で成果目標や事業期間を明確化した上で、実施の必要性和効果、要求額の根拠について、各部門の長が責任を持って要求すること。

7 予算見積書作成に当たり、その他詳細については、別途企画経営部長通知を参照すること。